

郡山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第38号

郡山市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

郡山市建築基準法施行細則（昭和51年郡山市規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（特定建築設備等についての定期の報告等） 第9条 法第12条第3項（法第88条第1項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 （1）（略） （2）前条第1項の表に掲げる建築物（同表の（2）の項及び（4）の項に掲げるものを除く。）に設けた防火設備のうち、次に掲げるものとする。 <u>ア 常時閉鎖又は作動をした状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）</u> <u>イ 随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）</u>	（特定建築設備等についての定期の報告等） 第9条 法第12条第3項（法第88条第1項で準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により指定する特定建築設備等は、次に掲げるものとする。 （1）（略） （2）前条第1項の表に掲げる建築物（同表の（2）の項及び（4）の項に掲げるものを除く。）に設けた防火設備<u>（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。）</u>

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。